

令和2年(人権)第20号の1

申立人 ●● ●●

相手方 福島刑務所

令和2年(人権)第20号の1

令和4年10月31日

福島刑務所

所長 五十嵐 定一 殿

福島県弁護士会

会長 紺野 明弘

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 町田 敦

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人●● ●●氏から貴所を相手方とする人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

第1 勧告の趣旨

クリスマスカードの購入に関し、「発信者がクリスマスカードが一般的慣習として認められている国の国籍を有していること、又は発信相手が同様の国籍を有していること」が購入対象者の要件として定められている内規については、受刑者の外部交通権、幸福追求権を不当に害することから、廃止するよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立の趣旨

申立人が娘宛にクリスマスカードを購入しようとしたところ、貴所職員が申立人に対し「お前クリスチャンか?」「クリスチャンじゃないと買えない」と述べ、クリスマスカードの購入を許可しなかったことは人権侵害にあたる。

2 調査の経過

令和2年11月19日 日本弁護士連合会において申立受付

1 2月21日 日本弁護士連合会から移送について求意見受付
1 2月22日 移送受諾、担当委員決定
令和3年 2月24日 調査開始決定
4月2日 貴所宛照会書送付（1回目）
5月7日 貴所から回答書受領
6月30日 貴所宛照会書送付（2回目）
8月17日 貴所から回答書受領
9月29日 貴所宛照会書送付（3回目）
10月22日 貴所から回答書受領
1 2月23日 貴所宛照会書送付（4回目）
令和4年 1月27日 貴所から回答書受領

3 照会に対する貴所の回答要旨

令和2年に申立人がクリスマスカードの購入を申し出た事実はあるが、貴所が購入を不許可とした事実はない。貴所の内規において、クリスマスカードの購入について「発信者（被収容者）がクリスマスカードが一般的慣習として認められる国の国籍を有していること又は発信相手が同様の国籍を有していること」が購入対象者の要件として定められており、各工場への掲示及び職員による告知によって被収容者に周知している。

本件において、貴所職員が申立人に対し、上記要件に該当しない旨を指導したところ、申立人が自ら購入を取りやめたものである。

「クリスマスカードが一般的慣習として認められる国」の具体的な国名は指定しておらず、購入の申出があった際に個別に判断する。日本は該当しない。

4 判断

(1) クリスマスカードは、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法（以下「法」という。）第42条第1項3号が定める「信書を発するのに必要な封筒その他の物品」として原則的に自弁物品の使用が認められている。

したがって、クリスマスカードの自弁購入に対する制限が許されるのは、同条項1項によって「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限定される。

そこで、本件内規による制限が「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」として許されるかについて検討する。

クリスマスカードを使用する権利は、信書の発信という点に着目すると表現の自由に関わるものであり、クリスマスカードという形式での発信という点に着目すると幸福追求権に関わるものであるから、憲法第21条及び第13条によって保障されるものである。

「行刑改革会議提言」は、「受刑者が面会や信書の発受等の外部交通を通じて、健全な社会との良好な関係を維持することは、その改善更生や円滑な社会復帰に寄与する。」として、受刑者の社会的コミュニケーションの重要性を指摘しつつ、「親族は、一般的に、受刑者にとって、その改善更生及び社会復帰の礎ともなるべき存在である。」としている。そのような観点から、親族との単なる連絡手段にとどまらない、心情面をも含めたコミュニケーションは、親族の維持を通じて社会的再統合を促進するという重要な機能を果たしていると考えられる。

クリスマスカードを使用しなくとも通常の便箋等で発信自体は可能であるが、上記のとおり、クリスマスカードを使用する権利が憲法第21条及び第13条によって保障されており、受刑者の社会的コミュニケーションが受刑者の社会的再統合を促進する機能を有する点に照らし、クリスマスカードの自弁購入に対する制限が「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」を防止するという目的との関係で著しく合理性を欠くと認められる場合には、法第42条1項に反する制限として許されないと解すべきである。

- (2) 本件において、貴所は、「クリスマスカードが一般的慣習として認められる国」に日本は該当しないと回答しており、本件内規はそのような理解を前提にして日本国籍を有する者を対象者から除外している。

しかし、日本においてクリスマスカードを送付するという慣習が「一般的」といえるかどうかはともかく、少なくともクリスマスというイベント自体は日本において一般的な慣習として普及していることに照らせば、クリスマスカードを送付する慣習を有する受刑者が皆無とはいえず、申立人と同様、家族等の親しい関係の者にクリスマスカードを送付したいと希望する受刑者が一定数存在すると考えるのが自然であるし、そのようなコミュニケーションを認めることは受刑者の社会的再統合の促進にとって重要である。

また、貴所において、現に本件内規の要件を満たす者にはクリスマスカードの購入を認めているという事実を照らせば、クリスマスカードを購入すること自体は、貴所の人的物的能力において十分対応可能であってその管理運営に支障をきたすものではないと認められる。そ

うであればクリスマスカードの購入を「クリスマスカードが一般的慣習として認められる国」の国籍を有する者に制限する高度の必要性があるとは認められない。

さらに、貴所は「クリスマスカードが一般的慣習として認められる国」に該当するか否かの基準について「具体的な国名は指定しておらず、購入の申出があった際に個別に判断する」と回答するのみであり、基準として極めて不明確である。

- (3) 以上の各事情に照らせば、本件内規は「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」を防止するという目的との関係で著しく合理性を欠くといえ、貴所職員が申立人に対し、本件内規に基づいてクリスマスカードの購入要件に該当しない旨を指導した行為は、違法な裁量権行使として人権侵害に該当する。

よって、貴所に対し、「第1 勧告の趣旨」記載のとおり勧告する。

以上